

ごみ処理作業時等における熱中症対策事例集

令和6年9月

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

はじめに

我が国の暑さは年々厳しさを増しており、暑熱環境の悪化は熱中症のリスクの増大をはじめ、国民生活に直結する深刻な問題である。このような中で、国民の生活のために必要不可欠な事業であるごみ処理事業では、作業時において手袋、ゴーグル、マスク等の防護具や肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）を着用する場合、夏季の気温・湿度が高い環境では、熱中症のリスクが高くなるおそれがある。また、炎天下での屋外作業に限らず、屋内の作業場や倉庫などでも熱中症のリスクが高まることから、その作業の内容の如何にかかわらず、また、その作業の内容に応じて、適宜、熱中症対策を講じる必要がある。

環境省では、令和2年6月12日に各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）を通して市区町村における「ごみ処理作業時等における熱中症対策について」の事務連絡を発出し、熱中症対策の実施の周知・徹底を行っている。

「ごみ処理作業時等における熱中症対策事例集」は、この事務連絡で示した対策の実施状況等について、一般廃棄物処理事業を実施している市区町村及び一部事務組合等（「等」には広域連合が含まれる）に提供し、市区町村及び一部事務組合等が各種対策を講じる際の参考としていただくことを目的として作成した。

目 次

1. 事例集の概要	1
1. 1 目的	1
1. 2 対象作業毎の熱中症対策事例	1
2. 熱中症対策の事例集	2
事例1 【収集運搬】ごみ収集時間の変更による対策	2
事例2 【収集運搬】のどの渇きを感じなくても、作業者に水分・塩分を摂取させることに関する対策	5
事例3 【収集運搬】クールベストやファン付き作業着以外の対策	5
事例4 【焼却施設】作業場所の熱中症対策(熱を遮る遮蔽物設置、その他)	6
事例5 【焼却施設】連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更による対策	7
事例6 【焼却施設】日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮することによる対策	7
事例7 【焼却施設以外の中間処理施設】休憩場所の整備による対策	8
事例8 【焼却施設以外の中間処理施設】作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けること による対策	8
3. 参考(調査概要及び結果)	9
3. 1 調査の目的	9
3. 2 調査の内容	9
3. 3 調査票の回収状況等	9
3. 4 調査結果	11
3. 4. 1 WBGT(暑さ指数)について	12
3. 4. 2 作業場所の熱中症対策について	13
3. 4. 3 休憩場所の熱中症対策について	18
3. 4. 4 作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策について	20
3. 4. 5 のどの渇きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策について	21
3. 4. 6 作業者への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策について	22
3. 4. 7 日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮する対策について	25
3. 4. 8 熱中症を予防するための労働衛生教育について	27
3. 4. 9 熱中症の発症に備えた緊急連絡網の作成について	29
3. 4. 10 委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底について	30

1. 事例集の概要

1. 1 目的

近年増加している熱中症に対し、自治体のごみ処理作業時等における熱中症対策について調査を行い、各自治体における熱中症対策の参考となるよう、「ごみ処理作業等における熱中症対策事例集」を作成し、熱中症対策の浸透を図ることを目的とする。

1. 2 対象作業毎の熱中症対策事例

アンケート調査結果から得られた特徴的な熱中症対策の取組について、ヒアリング調査等を実施して整理した結果は表 1-2-1 に示すとおりである。これらの対策事例を次項で「2. 熱中症対策の事例集」として示す。

表 1-2-1 ごみ処理作業時等における対象作業毎の熱中症対策の事例

対象作業	対策内容	対策事例		事例集
収集運搬	作業場所の熱中症対策について	ごみ収集時間の変更による対策	一部地域の早朝収集	事例1A
			夏季の焼却施設への持込時間変更	事例1B
			夏季の収集時間変更	事例1C
			夏季の収集時間変更	事例1D
			参考事例：夜間収集	事例1E
	のどの渇きを感じなくても、作業者に水分・塩分を摂取させることに関する対策	公共トイレマップを各収集車内に設置		事例2
	クールベストやファン付き作業着以外の対策	市販冷感グッズを作業員へ配布		事例3
焼却施設	作業場所の熱中症対策	熱を遮る遮蔽物の設置 熱中症ウェアラブルデバイスの着用（運営・維持管理事業者が導入）		事例4
	連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更による対策	作業場の小型デジタル時計で作業時間を明確に把握		事例5
	日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮することによる対策	スマートウォッチを個人に配布（民間事業者が導入）		事例6
焼却施設以外の中間処理施設	休憩場所の整備による対策	エアコン付きプレハブ休憩室の設置		事例7
	作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けることによる対策			事例8

2. 熱中症対策の事例集

事例1 【収集運搬】ごみ収集時間の変更による対策

A(一部地域の早朝収集)

A市	
概要	市内一部地域のみ早朝収集を実施。
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	当市は年間を通して観光客の往来が多く、景観保護や衛生面の観点から駅周辺・国道付近・商店街周辺等の観光客が多い市内中心部を対象に早朝収集を導入した。
実施時期	平成15年より導入し、年間を通して実施。
具体的な対策	- 駅周辺・国道付近・商店街周辺等の観光客が多い市内中心部を対象に、委託業者による早朝収集を行っている。 - 早朝収集地区において、7:30 から収集を開始し、概ね 8:30 までには収集を終了している。これが結果的に熱中症対策になっている。 - なお、転入者等への具体的な早朝収集区域の周知が不足することが課題として挙げられている。 <参考> 2024 年 7 月度人口調査より 一部地域が含まれる人口：1.8 万人 市全域の人口：3.4 万人

B(夏季の焼却施設への持込時間変更)

B市	
概要	夏場の焼却施設への持込時間の変更。
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	熱中症対策の観点から対策を講じた。
実施時期	- 今年度から実施 - 夏場の時期（今年度は R6 年 6 月 3 日～9 月 30 日）
具体的な対策	- 平時は、12:00～12:45 は焼却施設のごみ計量やプラットホームのごみ受入れ作業員の昼休憩時間とし、焼却施設への持込みを不可としているが、夏場の時期は昼休憩を交替制として当該時間の持ち込みを可としている。 - これにより、当該時間にも直営及び委託のごみ収集車によるごみを受入れることで、収集員の作業時間の短縮を図っている。

C(夏季の収集時間変更)

C事務組合	
概要	ごみの収集時間に通常よりも 1 時間早い「夏時間」を設けている。
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	構成町の内の 1 町が夏時間を設けたことから実施
実施時期	夏時間（6 月中旬～9 月中旬、今年度は 6 月 10 日～9 月 13 日）
具体的な対策	- 夏時間は、構成町の内の 1 町が収集時間及び勤務時間を通常より 1 時間早く設定しているため、当組合もそれに併せて収集作業を行っている。結果的に職員の熱中症対策にも繋がっており、熱中症による公務災害は発生していない。 通常収集時間 7:30～16:15 夏季収集時間 6:30～15:15 - 作業員は固定で、作業時間は通常時と比べても変わらないため追加手当等は発生していない。 なお、本組合はプラスチック類を収集しており、月曜日から金曜日の内、水曜日だけが夏時間の設定がない別の構成町の収集日であるため、作業員からは、身体の慣れを心配する声があった。このため、水曜日は収集開始時間及び作業時間は通常時間と変わらないが、通常時間より 30 分早く退出勤する事で、曜日による退出勤時間の差を平準化している。

D(夏季の収集時間変更)

D市	
概要	夏季期間は収集開始時間を 30 分早めている。
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	収集作業員より熱中症対策として、30 分でも早く収集を開始したいという要望があったため
実施時期	- 令和 5 年 7 月から実施 - 夏季期間（7 月～9 月）
具体的な対策	- 本市では直営及び委託により収集を行っている。直営の地域では、通常は朝 8 時 30 分から収集を始めているが、7～9 月の夏季期間は収集開始時間を 30 分早めて収集が少しでも早く終わるようにしている。 - もともと朝 8 時までにごみを出すことになっているため、市民への説明や苦情対応はない。 - 収集後にごみが出されてしまう場合は、次回収集日に回収して対応している。 - なお、委託業者が収集している地域は、年間を通して 8 時から収集を行っている。

E(参考事例:夜間収集)

E市(委託収集業者の事例)	
概要	・ 従来から夜間の戸別収集(委託)を行っている。
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	・ 年々深刻化する交通渋滞を避け、交通量の少ない深夜に作業することが収集運搬に最も効率的であることから
実施時期	・ 昭和 32 年頃から実施
具体的な対策	・ 夜間収集(概ね夜 12 時～朝 8 時に収集)は、日中の交通量が多い時間帯を避け、効率的であるだけでなく、カラス等の小動物によるごみ散乱も回避でき、都市美観の確保に効果がある。 ・ さらに、収集時における不審者や火災等目撃情報の即時通報など、夜間の防犯対策にも貢献している。 ・ 本市では家庭ごみは 4 分別で排出されているが、ごみ処理やリサイクルにかかるコストや環境負荷を考慮するとともに、市民の転入者が多いという都市特性を踏まえ、夜間収集を円滑に行うために、分かり易く、かつ取り組みやすい分別としている。

事例2 【収集運搬】のどの渴きを感じなくても、作業者に水分・塩分を摂取させることに関する対策

F市	
概要	市内の公共トイレマップを各収集車内に設置
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	コンビニ等のトイレを利用すると、市民に業務中に買い物をしていると誤解を招きかねず、収集員が水分摂取を躊躇する可能性があるかと判断した。
実施時期	令和4年度から実施
具体的な対策	- 市内の公共トイレマップを直営の収集車内に設置している。 - 縮尺率の小さい全体地図だと分かりにくいいため、各車両で使用する地区別収集ルート地図にポイントを落とし込んでいる。 - なお、公共トイレマップは市のホームページ上でも以下のようものが公開されている。 <データ> - 施設名称、住所、緯度、経度、車椅子利用者トイレ有無、乳幼児用設備設置トイレ有無、オストメイトトイレ設置有無、利用開始終了時間及び特記事項、施設種類等の情報が分かるようになっている。 <地図上の表示> - 地図上でトイレの場所を表示しており、凡例としては「公共トイレ協力店」、「公共施設トイレ」、「トイレ開放協力寺社」の表示を行っている。

事例3 【収集運搬】クールベストやファン付き作業着以外の対策

G町	
概要	市販されている冷感グッズを公費で購入し、作業員へ配布
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	5月下旬から9月下旬まで猛暑が連日続き、コロナ禍においてマスク着用義務もあったため。
実施時期	令和元年頃から実施
具体的な対策	<冷感グッズ> - 冷蔵庫で1時間程度冷やし、首に巻くチューブ状のもの。(市販品を公費で購入) - 冷感スプレー(液体)をインナーに吹きかけて、冷感を保つもの。(市販品を公費で購入) - 上記のものは有効時間に限りがあるため、午前午後と現場作業に出る前に準備し、出先で上記のものが効力が弱くなった場合、首元等に吹きかけるコールドスプレー缶を準備。(市販品を公費で購入) - 熱中症対策としてではないが、日常業務に必要なものに使用する費目として、毎年予算を計上。

事例4 【焼却施設】作業場所の熱中症対策（熱を遮る遮蔽物設置、その他）

H市		
概要	<熱を遮る遮蔽物の設置> ・ 屋上緑化・壁面緑化 ・ 太陽光発電パネル等を設置	<その他> ・ 熱中症ウェアブルデバイスを着用（焼却以外の中間処理施設も含む）
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	・ 緑化（市条例に基づく緑化率向上） ・ 太陽光パネル（管理棟照明の節電）	・ 他都市の事業所における試験運用により効果が期待できたため、運営・維持管理事業者が導入
実施時期	・ 平成 21 年度（施設建設時）	・ 令和 6 年 5 月から
具体的な対策	・ 施設建設時において、市条例に基づき、外構緑化のほか、施設の工場棟や管理棟における壁面緑化・屋上緑化を行い緑化率の向上を図っている。また、施設の屋上に太陽光発電パネルを設置し、管理棟照明の節電を図っている。 ・ これらが本施設建物への熱を遮る遮蔽物となり、結果的に熱中症対策になっている。 <設置内容> 設置面積 屋上緑化 727m ² 壁面緑化 88m ² 太陽光パネル 108m ²	・ 当デバイスは深部体温の上昇を知らせるものである。 ・ 深部体温上昇に気づき、体温を下げることで熱中症発症リスクを抑えることが目的である。 ・ 市と契約（事業期間 20 年間）している運営・維持管理を行う事業者にて、事務作業以外の操業・点検等を行う事業所職員全員が着用している。 <導入に要した期間> 計画から導入まで約半年



施設の屋上緑化及び太陽光パネルの設置
（プラットホーム屋上）



施設の壁面緑化（工場棟 1 階南面）

事例5 【焼却施設】連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更による対策

I処理組合	
概要	連続作業時間を設定し、作業場に小型デジタル時計を持ち込み作業時間を明確に把握
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	焼却施設の密室高温空間（空気予熱器）で連続作業を行った結果、作業に夢中になり暑さや疲れ等から体調（熱中症と思われる）を崩す職員がいた。時計がないため時間経過が分からない。（作業は、タイベックスーツ・面体マスク着用）
実施時期	平成30年度頃から実施
具体的な対策	- 連続作業時間を設定し時計を確認しながら定期的に休息を取るようにしている。 - 高温環境下（エアヒーター清掃等）で作業をする際は、作業場に汎用品の小型デジタル時計をチャック付きの密閉できるビニール袋に入れて持ち込み、作業時間を明確に把握できるようにしている。 - 稼働炉や外気温等によって作業時間を設定している。夏場の炉室は50℃以上になるため、1時間作業したら休息する。また、交代するなど連続しての作業にならないよう配慮している。 - また、作業時間帯を比較的涼しい午前中にしている。 - 対策を講じてから、体調を崩す職員がいなくなった。

事例6 【焼却施設】日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮することによる対策

J市（民間事業者の事例）	
概要	スマートウォッチを個人に配布
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	DBO（公設民営、長期包括運営委託）の民間事業者の方針で導入
実施時期	スマートウォッチを3年前から導入
具体的な対策	- 日頃の健康管理のためにスマートウォッチを3年前から導入、個人へ配布し、日頃の健康管理を行っている。なお、熱中症の発生は、導入前、今から5年前に熱中症の疑いが生じたのみで、その後は発生していない。 - 導入は民間事業者（事業所）の、所員に対する健康増進を目的とし、事業所独自の活用で健康増進に寄与している。

事例7 【焼却施設以外の中間処理施設】休憩場所の整備による対策

K町	
概要	・ エアコン付きのプレハブ休憩室設置
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	・ 職員等の熱中症対策等として設置した。
実施時期	・ 1 階設置分は平成 26 年度 ・ 2 階設置分は令和 5 年度
具体的な対策	・ 清掃センター（資源化等を行う施設：ストックヤード）の建屋内にて、1 階部分にプレハブ休憩室を 10 年前に設置、2 階部分にプレハブ休憩室を令和 5 年度に設置した。 ・ 設置規模：1 階部分、2 階部分それぞれ 4400mm×2300mm 程度 <令和 5 年度設置分> 設置に要する期間：契約から設置まで約 2 カ月

事例8 【焼却施設以外の中間処理施設】作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けることによる対策

L市	
概要	・ 作業者が熱に慣れ、環境に適応する期間を 1 ヶ月くらい設けている
対策を講じるに至った経緯、きっかけ	・ 外での作業も多いが、室内の熱がこもる作業場もあるため
実施時期	・ リサイクルセンター建設当初から実施 ・ 夏季の 1 ヶ月前の梅雨の時期位
具体的な対策	・ 容器包装リサイクル推進施設では、資源ごみの選別、圧縮等の作業を行っており、室内の熱がこもる作業場もあるため、適宜、作業員の間で連携し、休憩を取りながら熱中症にならないように作業を行うようにしている。 ・ 梅雨の時期位から、作業場のシャッターを定期的に開放して風通しを良くするとともに、適宜休憩をとり長時間の作業にならないようにして、暑さに体を慣らしながら作業をしている。

3. 参考（調査概要及び結果）

3. 1 調査の目的

環境省においては、各都道府県一般廃棄物行政主管部を通して市区町村における「ごみ処理作業時等における熱中症対策について(令和2年6月12日)」の事務連絡により熱中症対策の実施の周知・徹底を行っている。事務連絡で示した対策の実施状況等について、市区町村及び一部事務組合を対象としたアンケート調査を行い、自治体等のごみ処理作業等における熱中症対策の実施状況及び優良事例についてとりまとめることとした。

3. 2 調査の内容

1) 調査対象

一般廃棄物処理事業を実施している市区町村及び一部事務組合等(「等」には広域連合が含まれる)。

2) 調査票の種類等

調査票の種類は収集運搬用、焼却施設用、焼却施設以外の中間処理施設用とした。

各々の対象作業について、収集運搬の対象作業は、収集運搬作業及び収集事務所内での車両点検整備作業、焼却施設の対象作業は焼却施設内の運転管理に関する作業全般、焼却施設以外の中間処理施設の対象作業は粗大ごみ・資源化施設内の運転管理に関する作業全般とし、し尿処理施設や最終処分場は調査の対象外とした(詳細は、巻末、アンケート調査票を参照)。

3) 調査票配布・回収方法

各都道府県一般廃棄物担当部局を通じて調査対象自治体等へメールにて調査票を配布し、対象自治体等から直接メールにより調査票を回収した。

4) 調査実施時期

令和6年6月に調査票の配布及び回収を実施し、7月31日までに得られた回答を集計した。

3. 3 調査票の回収状況等

1) 調査対象数と回収状況

調査対象数と回収状況は以下のとおりである。

表 3-3-1 調査対象数と回収状況

	調査対象数*	回収数	回収率
市区町村	1,741	1,104	63.4%
組合等	419	296	70.6%
計	2,160	1,400	64.8%

*市区町村は、一般廃棄物実態調査結果(令和4年度実績)より全市区町村
組合等は、一般廃棄物実態調査結果(令和4年度実績)よりごみの収集運搬
及び中間処理を実施している組合等

2) 事業実施状況と各設問の標本数

本調査では、事業実施主体が市区町村及び組合等が自ら実施している場合（以下、「直営で実施」という。）と委託で実施している場合（以下、「委託で実施」という。）でアンケート項目が異なることから、回答された収集運搬、焼却施設及び焼却施設以外の中間処理施設の運転管理体制の事業実施状況より、表 3-3-2 で整理した直営で実施（表中の B、C（一部を委託））、委託で実施（表中の D）を各設問の標本数とした。

表 3-3-2 事業実施状況と設問に対する標本数

(回答数)

		回答数 (A)	事業実施している		
			直営で実施 (一部委託を含む) (B)	うち一部委託 (C)	委託で実施 (D)
事業区分	実施主体				
収集運搬	市区町村	1,104	294	254	692
	組合等	296	14	11	49
	計	1,400	308	265	741
焼却施設	市区町村	1,104	93	59	224
	組合等	296	74	45	161
	計	1,400	167	104	385
焼却施設以外の中間処理施設	市区町村	1,104	163	78	351
	組合等	296	82	46	136
	計	1,400	245	124	487

- ・ 直営で実施（一部委託でも実施を含む）と回答された結果をアンケート調査の各設問の標本とした。
- ・ アンケート設問の「委託業者又は許可業者への熱中症対策実施の周知と徹底について」は、「委託で実施」及び「委託でも実施」と回答された結果を標本とした。

3. 4 調査結果

調査結果は、アンケート調査項目に基づき次に示す対策内容でとりまとめを行った。

なお、対策内容ごとの回答の集計は、3.4.1～3.4.9 が「直営で実施（一部委託を含む）」、3.4.10 が「直営で実施（一部委託を含む）」及び「委託で実施」の事業形態とした（下表中の○）。

表 3-4 対策内容ごとの回答結果の事業形態別の集計属性

区分	対策内容	直営で実施 (一部委託を含む)	委託で実施
3.4.1	WBGT(暑さ指数)について	○	
3.4.2	作業場所の熱中症対策について	○	
3.4.3	休憩場所の熱中症対策について	○	
3.4.4	作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策について	○	
3.4.5	のどの渇きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策について	○	
3.4.6	作業者への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策について	○	
3.4.7	作業者の日常の健康管理等健康状態の配慮に係る対策について	○	
3.4.8	熱中症を予防するための労働衛生教育について	○	
3.4.9	熱中症の発症に備えた緊急連絡網の作成について	○	
3.4.10	委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底について	○	○

3. 4. 1 WBGT（暑さ指数）について

熱中症対策を実施するに当たって、WBGT（暑さ指数）、熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートの活用状況は、次のとおりである。

何等かの暑さ指数又は熱中症警戒アラート等を活用している割合は、収集運搬では 39%、焼却施設では 51%、焼却施設以外の中間処理施設では 45%となっている。市区町村では、人口規模が大きい自治体での活用率が高い傾向となっている。

活用されている内容としては、3つの事業区分とも「熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートを活用している」が最も多く、収集運搬では 31%、焼却施設では 29%、焼却施設以外の中間処理施設では 33%となっている。

表 3-4-1-1 WBGT（暑さ指数）について（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計 (308)	市区町村			組合等 (14)
			人口10万人未満 (153)	人口10～50万人未満 (113)	人口50万人以上 (28)	
①WBGT（暑さ指数）を計測器で実測して活用している	0% (1)	0% (1)	1% (1)	0% (0)	0% (0)	0% (0)
②WBGT（暑さ指数）を環境省熱中症予防情報サイトから得て活用している	7% (22)	7% (21)	4% (6)	10% (11)	14% (4)	7% (1)
③熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートを活用している	31% (96)	32% (93)	22% (33)	39% (44)	57% (16)	21% (3)
④いずれも活用している	5% (14)	5% (14)	3% (4)	6% (7)	11% (3)	0% (0)
⑤活用していない	61% (189)	61% (179)	74% (113)	51% (58)	29% (8)	71% (10)
①～④のいずれかを回答：何等かの暑さ指数又は熱中症警戒アラート等を活用している	39% (119)	39% (115)	26% (40)	49% (55)	71% (20)	29% (4)

表 3-4-1-2 WBGT（暑さ指数）について（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (167)	市区町村			組合等 (74)
			人口10万人未満 (41)	人口10～50万人未満 (37)	人口50万人以上 (15)	
①WBGT（暑さ指数）を計測器で実測して活用している	19% (32)	19% (18)	2% (1)	38% (14)	20% (3)	19% (14)
②WBGT（暑さ指数）を環境省熱中症予防情報サイトから得て活用している	7% (12)	9% (8)	10% (4)	5% (2)	13% (2)	5% (4)
③熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートを活用している	29% (49)	33% (31)	27% (11)	38% (14)	40% (6)	24% (18)
④いずれも活用している	2% (4)	4% (4)	0% (0)	3% (1)	20% (3)	0% (0)
⑤活用していない	49% (82)	44% (41)	63% (26)	32% (12)	20% (3)	55% (41)
①～④のいずれかを回答：何等かの暑さ指数又は熱中症警戒アラート等を活用している	51% (85)	56% (52)	37% (15)	68% (25)	80% (12)	45% (33)

表 3-4-1-3 WBGT（暑さ指数）について（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (245)	市区町村			組合等 (82)
			人口10万人未満 (163)	人口10～50万人未満 (118)	人口50万人以上 (35)	
①WBGT（暑さ指数）を計測器で実測して活用している	11% (27)	7% (12)	3% (3)	20% (7)	20% (2)	18% (15)
②WBGT（暑さ指数）を環境省熱中症予防情報サイトから得て活用している	7% (17)	7% (11)	3% (4)	14% (5)	20% (2)	7% (6)
③熱中症特別警戒アラート・熱中症警戒アラートを活用している	33% (80)	36% (59)	31% (37)	40% (14)	80% (8)	26% (21)
④いずれも活用している	2% (4)	2% (3)	2% (2)	3% (1)	0% (0)	1% (1)
⑤活用していない	55% (134)	57% (93)	65% (77)	43% (15)	10% (1)	50% (41)
①～④のいずれかを回答：何等かの暑さ指数又は熱中症警戒アラート等を活用している	45% (111)	43% (70)	35% (41)	57% (20)	90% (9)	50% (41)

3. 4. 2 作業場所の熱中症対策について

1) 収集運搬

収集運搬の作業場所での熱中症対策状況は、次のとおりである。

(1) 収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)の熱中症対策について

収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)での熱中症対策は、「通風・冷房の設備の設置」が 37%で最も多く、以下、「連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更」が 31%、「熱を遮る遮蔽物」が 9%、その他が 26%となっている。

表 3-4-2-1 収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(308)	(294)	(153)	(113)	(28)	(14)
①熱を遮る遮蔽物	9%	9%	8%	10%	11%	14%	
	(29)	(27)	(13)	(11)	(3)	(2)	
②通風・冷房の設備の設置	37%	37%	39%	39%	21%	36%	
	(115)	(110)	(60)	(44)	(6)	(5)	
③連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更	31%	32%	29%	35%	39%	7%	
	(95)	(94)	(44)	(39)	(11)	(1)	
④その他	26%	27%	21%	30%	46%	14%	
	(81)	(79)	(32)	(34)	(13)	(2)	

収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)の熱中症対策の具体事例の回答結果は、次のとおりである。

表 3-4-2-2 収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)の熱中症対策の具体事例の回答結果

収集運搬作業場所(ごみ収集運搬作業)の熱中症対策の具体事例 (一例)	
① 熱を遮る遮蔽物	
☐ サンシェードを使用(12 件)	☐ 帽子の着用(11 件)
☐ サンバイザーを使用(2 件)	☐ 肌の露出を防ぐ服装(1 件)
☐ 窓に遮熱フィルムを貼付(1 件)	
② 通風・冷房の設備の設置	
☐ 車内等エアコンの活用(90 件)	☐ 作業場所に扇風機(スポットクーラー)を使用(5 件)
☐ グリップファンを使用(2 件)	
③ 連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更	
☐ 休憩時間、休憩回数を増やす(63 件)	
☐ 作業時間(開始時間、作業時間帯など)の変更(17 件うち開始時間を早めた(8 件))	
☐ 作業体制の変更(増員、増車、徒歩収集の削減、人員配置の調整など)(14 件)	
☐ 作業日数の変更(週 3 日→週 2 日)(1 件)	
④ ③で作業時間帯を夜間・早朝に変更した自治体へ：地域の説明等工夫したこと	
☐ 作業時間が早まる事について市の広報を通じて事前に通知(1 件)	
⑤ その他	
☐ 空調服(ファン付き作業着、冷却ベストなど)を着用(38 件)	
☐ 塩飴(タブレットなど)の常備(20 件)	☐ 瞬間冷却材(冷却スプレーなど)の常備(19 件)
☐ 経口補水液(スポーツドリンクなど)の常備(13 件)	
☐ 保冷剤(アイスノンなど)を常備(12 件)	☐ 朝礼(出庫前など)で熱中症の注意喚起(9 件)
☐ 夏用作業着(半袖、冷感シャツなど)の着用(6 件)	
☐ 冷感タオルを配布(5 件)	
☐ ネッククーラーの常備(4 件)	☐ クーラーバッグを車両に配置(2 件)
☐ 午前中の洗身(1 件)	☐ マスク未着用(1 件)
☐ 熱中症対策キットの常備(1 件)	

(2) 収集事務所作業場所(車両点検整備作業)の熱中症対策について

収集事務所作業場所(車両点検整備作業)での熱中症対策は、「通風・冷房の設備の設置」が 33%で最も多く、次いで、「簡易な屋根」が 23%、以下、「連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更」が 20%、「熱を遮る遮蔽物」が 15%、「作業場所の変更」が 8%、「その他」が 7%となっている。

表 3-4-2-3 収集事務所作業場所(車両点検整備作業)の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(308)	(294)	(153)	(113)	(28)	(14)
①熱を遮る遮蔽物	15%	15%	9%	21%	25%	0%	
	(45)	(45)	(14)	(24)	(7)	(0)	
②簡易な屋根	23%	24%	24%	22%	36%	7%	
	(72)	(71)	(36)	(25)	(10)	(1)	
③通風・冷房の設備の設置	33%	34%	29%	37%	43%	29%	
	(103)	(99)	(45)	(42)	(12)	(4)	
④連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更	20%	21%	18%	23%	25%	7%	
	(62)	(61)	(28)	(26)	(7)	(1)	
⑤作業場所の変更	8%	7%	6%	7%	18%	14%	
	(24)	(22)	(9)	(8)	(5)	(2)	
⑥その他	7%	8%	5%	11%	14%	0%	
	(23)	(23)	(7)	(12)	(4)	(0)	

収集事務所作業場所(車両点検整備作業)の熱中症対策の具体事例の回答結果は、次のとおりである。

表 3-4-2-4 収集事務所作業場所(車両点検整備作業)の熱中症対策の具体事例の回答結果

収集事務所作業場所(車両点検整備作業)の熱中症対策の具体事例 (一例)
① 熱を遮る遮蔽物 ☐ 屋内整備場(車庫など)(22 件) ☐ 日よけ(ブラインド、グリーンカーテン(4 件)、遮熱シートなど)を使用(11 件) ☐ 日陰スペース(物陰、木陰など)を利用(7 件) ☐ 屋根の断熱(屋上緑化)(1 件)
② 簡易な屋根 ☐ 作業場所(駐車場、洗車場、整備場など)に屋根設置(31 件) ☐ 屋根付きスペース(カーポートなど)を設置(30 件)
③ 通風・冷房の設備の設置 ☐ 扇風機(工場扇など)(56 件) ☐ エアコンの利用(事務所、休憩室など)(34 件) ☐ スポットクーラー(29 件) ☐ 散水装置・ミスト(4 件) ☐ 吸排気設備(2 件) ☐ 車庫の天井にスプリンクラー設置(1 件)
④ 連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更 ☐ 休憩時間、休憩回数を増やす(55 件) ☐ 作業時間(開始時間、作業時間帯など)の変更(5 件) ☐ 作業体制の変更(増員、作業の簡略化、作業内容の調整)(5 件)
⑤ 作業場所の変更 ☐ 日陰スペースの活用(11 件) ☐ 屋根付きスペース(カーポートなど)を活用(7 件) ☐ 屋内スペースに変更(2 件)
⑥ その他 ☐ 塩飴(タブレットなど)の常備(6 件) ☐ 瞬間冷却材(冷感スプレー等)を常備(5 件) ☐ 空調服(ファン付き作業着など)を着用(6 件) ☐ 朝礼(出庫前など)で熱中症の注意喚起(2 件) ☐ 屋内整備場と車路の間にビニールカーテン(1 件) ☐ シャワー室の活用(1 件) ☐ ネッククーラーの常備(1 件)

☐夏用作業着(冷感シャツを含む)の着用(1 件) ☐飲料水の常備(1 件)
☐経口補水液(スポーツドリンクなど)の常備(1 件)

2) 焼却施設の作業場所

焼却施設の作業場所での熱中症対策状況は、次のとおりである。

焼却施設の作業場所での熱中症対策は、「通風・冷房の設備の設置」が 76%で最も多く、次いで、「連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更」が 65%、以下、「熱を遮る遮蔽物」が 10%、「その他」が 18%となっている。

表 3-4-2-5 焼却施設の作業場所の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計 (167)	市区町村			組合等 (74)
			人口10万人未満 (41)	人口10～50万人未満 (37)	人口50万人以上 (15)	
①熱を遮る遮蔽物	10%	13%	10%	11%	27%	7%
	(17)	(12)	(4)	(4)	(4)	(5)
②通風・冷房の設備の設置	76%	72%	61%	78%	87%	81%
	(127)	(67)	(25)	(29)	(13)	(60)
③連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更	65%	68%	49%	81%	87%	62%
	(109)	(63)	(20)	(30)	(13)	(46)
④その他	18%	20%	10%	22%	47%	15%
	(30)	(19)	(4)	(8)	(7)	(11)

焼却施設の作業場所の熱中症対策の具体事例の回答結果は、次のとおりである。

表 3-4-2-6 焼却施設の作業場所の熱中症対策の具体事例の回答結果

焼却施設の作業場所の熱中症対策の具体事例 (一例)
① 熱を遮る遮蔽物 ☐ 日よけ(遮光シートを採光窓に設置など)(3 件) ☐ 屋根の断熱(二重構造、断熱塗装、屋上緑化、太陽光パネル設置など)(3 件) ☐ 外壁の断熱(ALC 構造、壁面緑化など)(2 件) ☐ 有熱設備の保温(マンホールに保温カバーなど)(2 件) ☐ テントの設置(2 件)
② 通風・冷房の設備の設置 ☐ スポットクーラー(73 件) ☐ 扇風機(工場扇など)(60 件) ☐ エアコン(34 件) ☐ 給排気設備(13 件) ☐ 散水装置(ミストファンなど)(7 件) ☐ 扉・窓の開放(3 件)
③連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更 ☐ 休憩時間、休憩回数を増やす(81 件) ☐ 作業時間(開始時間、作業時間帯など)の変更(32 件のうち開始時間を早めた(4 件)) ☐ 作業体制の変更(増員、交代制導入、遠隔装置導入など)(10 件)
④ その他 ☐ 空調服(ファン付き作業着、冷却ベストなど)を着用(16 件) ☐ 塩飴(タブレットなど)の常備(6 件) ☐ 瞬間冷却材(冷却スプレー)の常備(2 件) ☐ ネッククーラーの常備(2 件) ☐ 保冷剤(保冷パックなど)を常備(2 件) ☐ 熱中対策ウォッチ(熱中症ウェアラブルデバイスなど)の配布(2 件) ☐ 温度計などの設置(1 件)

- ☐ 炉内清掃回数の変更(毎月→隔月)(1 件)
- ☐ アイススラリーの摂取(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設の作業場所

焼却施設以外の中間処理施設の作業場所での熱中症対策状況は、次のとおりである。

焼却施設以外の中間処理施設の作業場所での熱中症対策は、「通風・冷房の設備の設置」が 84%で最も多く、次いで、「連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更」が 59%、以下、「熱を遮る遮蔽物」22%、「その他」が 14%となっている。

表 3-4-2-7 焼却施設以外の中間処理施設の作業場所の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
①熱を遮る遮蔽物	22%	26%	25%	31%	10%	15%	
	(54)	(42)	(30)	(11)	(1)	(12)	
②通風・冷房の設備の設置	84%	83%	80%	94%	80%	88%	
	(207)	(135)	(94)	(33)	(8)	(72)	
③連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更	59%	53%	49%	66%	60%	70%	
	(144)	(87)	(58)	(23)	(6)	(57)	
④その他	14%	13%	10%	20%	30%	16%	
	(35)	(22)	(12)	(7)	(3)	(13)	

焼却施設以外の中間処理施設の作業場所の熱中症対策の具体事例の回答結果は、次のとおりである。

表 3-4-2-8 焼却施設以外の中間処理施設の作業場所の熱中症対策の具体事例の回答結果

焼却施設以外の運転管理に係る作業場所の熱中症対策の具体事例 (一例)
① 熱を遮る遮蔽物 ☐ 日よけ(遮光シートを採光窓に設置など)(13 件) ☐ 屋根設置(処理施設、ストックヤードなど)(7 件) ☐ テント設置(屋外作業場、搬入受付誘導員用など)(7 件) ☐ 屋根の断熱(二重構造、断熱塗装、ALC パネル設置、屋上緑化、太陽光パネル設置など)(6 件) ☐ 建屋設置(1 件)
② 通風・冷房の設備の設置 ☐ スポットクーラー(111 件) ☐ 扇風機(工場扇など)(110 件) ☐ エアコン(43 件) ☐ 散水装置(ミストファンなど)(23 件) ☐ 扉・窓の開放(3 件) ☐ 吸排気設備(2 件)
③ 連続作業時間の短縮、作業時間帯の変更 ☐ 休憩時間、休憩回数を増やす(119 件) ☐ 作業体制の変更(増員、交代制など)(19 件) ☐ 作業時間(開始時間、作業時間帯など)の変更(17 件) ☐ 作業日数の変更(週 2 回→週 1 回)(1 件) ☐ 作業場所の変更(炎天下回避など)(1 件)
④ その他 ☐ 空調服(ファン付き作業着など)を着用(19 件) ☐ 塩飴(タブレットなど)の常備(4 件) ☐ 経口補水液(スポーツドリンクなど)の常備(3 件) ☐ 飲料水(麦茶など)の常備(2 件) ☐ 冷蔵庫設置(2 件)

☐ ネッククーラーの常備(2 件)	☐ 熱中症対策ウオッチ着用(1 件)
☐ 熱中症対策指数計の設置(1 件)	☐ アイススラリーの摂取(1 件)
☐ 冷水機設置(1 件)	☐ シャワーの利用(洗身)(1 件)

3. 4. 3 休憩場所の熱中症対策について

休憩場所での熱中症対策状況は、次のとおりである。

1) 収集運搬作業の休憩場所

収集運搬作業の休憩場所での熱中症対策は、「冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置」が 90%で最も多く、次いで、「収集運搬車両の乗車中は、換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整するよう徹底」が 85%、以下、「氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置」が 66%、「飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的実施」が 62%等となっている。

表 3-4-3-1 収集運搬作業の休憩場所の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計 (308)	市区町村			組合等 (14)
			人口10万人未満 (294)	人口10～50万人未満 (153)	人口50万人以上 (113)	
①冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置	90% (276)	90%	89% (262)	84% (129)	95% (107)	93% (26)
②氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置	66% (203)	66%	66% (195)	52% (79)	80% (90)	93% (26)
③飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的実施	62% (191)	62%	62% (183)	49% (75)	76% (86)	79% (22)
④収集運搬車両の乗車中は、換気を確保しつつエアコンの温度設定をこまめに調整するよう徹底	85% (261)	85%	85% (251)	82% (125)	88% (99)	96% (27)
⑤収集運搬作業時においては、必要に応じて関係部局とも協力の上、公共施設等を休憩場所として確保	19% (58)	19%	19% (57)	12% (19)	22% (25)	46% (13)
⑥その他	8% (24)	8%	8% (24)	6% (9)	8% (9)	21% (6)

⑤公共施設等を休憩場所として確保の具体的な回答事例

☐公共施設(庁舎、多目的施設、学校など)での休憩(23 件) ☐清掃工場での休憩(22 件) ☐公園での休憩(3 件)

⑥その他の具体的な回答事例

☐塩飴(タブレットなど)の常備(5 件) ☐施設内に自販機を設置(2 件) ☐休憩への理解を求める広報(1 件)

2) 焼却施設の休憩場所

焼却施設の休憩場所の熱中症対策は、「冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置」が 96%で最も多く、以下、「氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置」が 72%、「飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的実施」が 68%となっている。

表 3-4-3-2 焼却施設の休憩場所の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
①冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置	96%	(167)	(93)	(41)	(37)	(15)	(74)
		(160)	(90)	(39)	(36)	(15)	(70)
②氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置	72%	(121)	(72)	(26)	(32)	(14)	(49)
		(114)	(68)	(25)	(30)	(13)	(46)
③飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的の実施	68%	(114)	(68)	(25)	(30)	(13)	(46)
		(114)	(68)	(25)	(30)	(13)	(46)
④その他	15%	(25)	(14)	(4)	(7)	(3)	(11)
		(25)	(14)	(4)	(7)	(3)	(11)

④その他の具体的な回答事例

- 熱中症キットの常備(3件) □冷蔵冷凍庫の設置(10件) □作業場近くのエアコン設置エリアの活用(4件)
□スポーツドリンクの粉末を常備(1件) □冷却バンドの常備(1件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設の休憩場所

焼却施設以外の中間処理施設の休憩場所の熱中症対策は、「冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置」が 94%で最も多く、以下、「飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的の実施」が 62%、「氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置」が 50%となっている。

表 3-4-3-3 焼却施設以外の中間処理施設の休憩場所の熱中症対策

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
①冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所の設置	94%	94%	93%	94%	100%	94%	
	(230)	(153)	(110)	(33)	(10)	(77)	
②氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備の設置	50%	47%	43%	57%	60%	55%	
	(122)	(77)	(51)	(20)	(6)	(45)	
③飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的の実施	62%	59%	52%	83%	60%	67%	
	(151)	(96)	(61)	(29)	(6)	(55)	
④その他	13%	15%	14%	20%	20%	7%	
	(31)	(25)	(16)	(7)	(2)	(6)	

④その他の具体的な回答事例

- 冷蔵庫、冷凍庫の設置(14件) □塩飴(タブレットなど)の常備(7件) □エアコン設置エリアの活用(5件)
□エアコン付きプレハブ休憩室設置(1件) □温度、湿度計の設置(1件)

3. 4. 4 作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策について

作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間の対策の実施状況は次のとおりである。

収集運搬作業では実施しているが 6%、焼却施設では 16%、焼却施設以外の中間処理施設では 12%となっている。

表 3-4-4-1 作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計 (308)	市区町村			組合等 (14)
			人口10万人未満 (153)	人口10～50万人未満 (113)	人口50万人以上 (28)	
①作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を計画的に実施	6%	6%	5%	8%	7%	0%
	(18)	(18)	(7)	(9)	(2)	(0)
②その他	4%	4%	1%	5%	11%	0%
	(11)	(11)	(2)	(6)	(3)	(0)

②その他の具体的な回答事例

- 労働安全衛生委員会における職員の健康増進に関する研修会として外部講師を招き、熱中症対策に関する講義を開催し、高温環境順応期間について周知(1件)
- 春先から収集作業に身体を慣れさせ、夏場の暑さでも体調が崩れないように準備(1件)

表 3-4-4-2 作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(167)	(93)	(41)	(37)	(15)	(74)
①作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を計画的に実施	16%	(27)	18%	15%	14%	40%	14%
		(27)	(17)	(6)	(5)	(6)	(10)
②その他	13%	(21)	15%	10%	19%	20%	9%
		(21)	(14)	(4)	(7)	(3)	(7)

②その他の具体的な回答事例

- 高温下での作業を行う職員を固定せず、全員が対応できるようローテーションで作業実施(3件)
- 夏季等の焼却炉運転中は炉室が高温となり熱中症になりやすい環境であり危険なことから、設備の点検等以外は必要最低限の作業を実施(1件)
- 新任作業者が高温環境下での作業を行う際は、まずはサポートとして業務を行い徐々に慣れさせる(2件)

表 3-4-4-3 作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間設定に係る対策（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
①作業者が熱に慣れ、環境に適応するための期間を計画的に実施		12%	12%	9%	17%	30%	12%
		(30)	(20)	(11)	(6)	(3)	(10)
②その他		5%	4%	2%	9%	10%	9%
		(13)	(6)	(2)	(3)	(1)	(7)

②その他の具体的な回答事例

- 現場作業員においては、30分ごとに作業場所の交代を実施(1件)
- 破砕機の点検を涼しい時間帯に実施(1件)

3. 4. 5 のどの渴きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策について
 のどの渴きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策の実施状況は次のとおりである。

1) 収集運搬

収集運搬作業では、「トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境を作っている」が 62%で最も多く、以下、「定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取」が 45%、「その他」が 20%となっている。

表 3-4-5-1 のどの渴きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(308)	(294)	(153)	(113)	(28)	(14)
①定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取	45%	46%	41%	50%	57%	36%	
	(140)	(135)	(62)	(57)	(16)	(5)	
②トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境	62%	62%	54%	69%	71%	64%	
	(190)	(181)	(83)	(78)	(20)	(9)	
③その他	20%	20%	14%	23%	39%	21%	
	(61)	(58)	(21)	(26)	(11)	(3)	

③その他の具体的な回答事例

□塩飴、タブレット(配布、事務所や休憩室に常備)(26 件) □経口補水液(スポーツドリンクなど)を配布、事務所や休憩室に常備(6 件) □飲料水(麦茶など)を配布、事務所休憩室に常備(3 件) □製氷機を設置(1 件) □トイレマップを車両に設置(1 件) □公共施設や公園の位置を周知(1 件)

2) 焼却施設

焼却施設作業では、「トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境を作っている」が 84%で最も多く、以下、「定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取」が 57%、「その他」が 14%となっている。

表 3-4-5-2 のどの渴きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(167)	(93)	(41)	(37)	(15)	(74)
①定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取	57%	61%	56%	62%	73%	51%	
	(95)	(57)	(23)	(23)	(11)	(38)	
②トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境	84%	86%	83%	92%	80%	82%	
	(141)	(80)	(34)	(34)	(12)	(61)	
③その他	14%	17%	7%	22%	33%	11%	
	(24)	(16)	(3)	(8)	(5)	(8)	

③その他の具体的な回答事例

□塩飴、タブレット(配布、事務所や休憩室に常備)(8 件) □経口補水液(スポーツドリンクなど)を配布、事務所や休憩室に常備(3 件) □冷水機の設置(2 件) □水分摂取状況、水分補給チェックシート作成など(2 件) □敷地内自販機設置(1 件) □排尿時の色チェック(脱水症状チェック)(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設

焼却施設以外の中間処理施設作業では、「トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境を作っている」が 81%で最も多く、以下、「定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取」が 47%、「その他」が 12%となっている。

表 3-4-5-3 のどの渴きを感じなくても作業者に水分・塩分を摂取させることに係る対策（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
①定期的にスポーツドリンクや経口補水液などの摂取	47%	46%	43%	54%	50%	49%	
	(115)	(75)	(51)	(19)	(5)	(40)	
②トイレに行きにくいことを理由として作業者が水分の摂取を控えることがないよう、作業者がトイレに行きやすい職場環境	81%	81%	78%	94%	70%	82%	
	(199)	(132)	(92)	(33)	(7)	(67)	
③その他	12%	14%	9%	26%	30%	9%	
	(30)	(23)	(11)	(9)	(3)	(7)	

③その他の具体的な回答事例

□塩飴、タブレット(配布、事務所や休憩室に常備)(4 件) □経口補水液(スポーツドリンクなど)を配布、事務所や休憩室に常備(4 件) □冷水機設置(1 件)

3. 4. 6 作業員への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策について

作業員への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策の実施状況は、次のとおりである。

1) 収集運搬

収集運搬作業では、「作業員にファン付き作業着を着用」が 33%(うち支給が 25%)で最も多く、次いで、「作業中も、作業員の顔や状態から、現場監督者は作業員に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認」が 32%、以下、「クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用」が 19%(うち支給が 19%)等となっている。

表 3-4-6-1 作業員への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(308)	(294)	(153)	(113)	(28)	(14)
①熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用	4%	3%	1%	4%	14%	7%	
	(11)	(10)	(1)	(5)	(4)	(1)	
②作業者にクールベスト(保冷剤を付けるタイプ)を着用	4%	3%	1%	4%	14%	7%	
	(11)	(10)	(1)	(5)	(4)	(1)	
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	3%	3%	1%	4%	11%	7%	
	(9)	(8)	(1)	(4)	(3)	(1)	
③作業者にファン付き作業着を着用	33%	32%	28%	39%	29%	57%	
	(103)	(95)	(43)	(44)	(8)	(8)	
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	25%	24%	22%	29%	21%	43%	
	(78)	(72)	(33)	(33)	(6)	(6)	
④クールベストやファン付き作業着以外に作業者の熱中症対策として検討、着用	19%	20%	14%	26%	29%	7%	
	(59)	(58)	(21)	(29)	(8)	(1)	
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	19%	19%	12%	26%	29%	7%	
	(57)	(56)	(19)	(29)	(8)	(1)	
⑤作業中も、作業者の顔や状態から、現場監督者は作業者に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認している	32%	33%	24%	40%	57%	21%	
	(100)	(97)	(36)	(45)	(16)	(3)	

④クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用させている具体的な回答事例

□夏用作業着(半袖、ポロシャツ、冷感シャツ、吸汗速乾シャツ)の支給(20 件) □帽子の支給(10 件) □ネッククーラーの支給(8 件) □冷感タオルの支給(7 件)

2) 焼却施設

焼却施設作業では、「熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用」が 48%で最も多く、次いで、「作業中も、作業員の顔や状態から、現場監督者は作業員に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認」が 43%、以下、「作業員にファン付き作業着を着用」が 40%(うち支給が 34%)、「クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用」が 20%(うち支給が 20%)、「作業員にクールベスト(保冷剤を付けるタイプ)を着用」が 16%(うち支給 14%)となっている。

表 3-4-6-2 作業員への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(167)	(93)	(41)	(37)	(15)	(74)
①熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用		48%	54%	54%	46%	73%	41%
		(80)	(50)	(22)	(17)	(11)	(30)
②作業者にクールベスト(保冷剤を付けるタイプ)を着用		16%	16%	7%	30%	7%	16%
		(27)	(15)	(3)	(11)	(1)	(12)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)		14%	14%	5%	27%	7%	15%
		(24)	(13)	(2)	(10)	(1)	(11)
③作業者にファン付き作業着を着用		40%	40%	34%	41%	53%	41%
		(67)	(37)	(14)	(15)	(8)	(30)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)		34%	32%	24%	38%	40%	35%
		(56)	(30)	(10)	(14)	(6)	(26)
④クールベストやファン付き作業着以外に作業者の熱中症対策として検討、着用		20%	24%	10%	35%	33%	15%
		(33)	(22)	(4)	(13)	(5)	(11)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)		20%	24%	10%	35%	33%	15%
		(33)	(22)	(4)	(13)	(5)	(11)
⑤作業中も、作業者の顔や状態から、現場監督者は作業者に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認している		43%	46%	39%	46%	67%	38%
		(71)	(43)	(16)	(17)	(10)	(28)

④クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用させている具体的な回答事例
☐ネッククーラーの支給(10 件) ☐夏用作業着(通気性のよい服・防護服)の支給や貸与(4 件) ☐帽子(麦わら帽子など)の支給(3 件) ☐瞬間冷却材の支給(2 件) ☐保冷剤の支給(1 件) ☐氷のうの常備(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設

焼却施設以外の中間処理施設作業では、「熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用」が 50%で最も多く、次いで、「作業員にファン付き作業着を着用」が 39%(うち支給が 31%)、以下、「作業中も、作業員の顔や状態から、現場監督者は作業員に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認」が 34%、「クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用」が 13%(うち支給が 13%)等となっている。

表 3-4-6-3 作業員への透湿性・通気性の良い服装や帽子の着用に係る対策（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
①熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
	50%	45%	44%	49%	50%	59%	
		(122)	(74)	(52)	(17)	(5)	(48)
②作業者にクールベスト(保冷剤を付けるタイプ)を着用	7%	6%	4%	9%	10%	9%	
		(16)	(9)	(5)	(3)	(1)	(7)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	6%	5%	4%	6%	10%	7%	
		(14)	(8)	(5)	(2)	(1)	(6)
③作業者にファン付き作業着を着用	39%	37%	32%	49%	50%	44%	
		(96)	(60)	(38)	(17)	(5)	(36)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	31%	30%	25%	43%	40%	34%	
		(77)	(49)	(30)	(15)	(4)	(28)
④クールベストやファン付き作業着以外に作業者の熱中症対策として検討、着用	13%	16%	11%	31%	20%	9%	
		(33)	(26)	(13)	(11)	(2)	(7)
その支給の有無(各個人購入にあたり助成している場合を含む)	13%	15%	10%	31%	20%	9%	
		(32)	(25)	(12)	(11)	(2)	(7)
⑤作業中も、作業者の顔や状態から、現場監督者は作業者に対し口頭で心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認している	34%	31%	24%	54%	40%	39%	
		(83)	(51)	(28)	(19)	(4)	(32)

④クールベストやファン付き作業着以外に作業員の熱中症対策として検討、着用させている具体的な回答事例：
☐ネッククーラーの支給(6 件) ☐夏用作業着(ポロシャツ、夏用つなぎなど)の着用(5 件) ☐帽子(麦わら帽子など)の支給(5 件)

3. 4. 7 日常の健康管理など、作業員の健康状態に配慮する対策について

作業員への日常の健康管理、作業員の健康状態に配慮する対策の実施状況は次のとおりである。

1) 収集運搬

収集運搬では、「もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底」が 58%、「作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認」が 57%となっている。

表 3-4-7-1 日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮する対策（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計 (308)	市区町村			組合等 (14)
			人口10万人未満 (153)	人口10～50万人未満 (113)	人口50万人以上 (28)	
①もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底	58% (179)	60% (175)	48% (74)	73% (83)	64% (18)	29% (4)
②作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認	57% (176)	57% (168)	46% (71)	66% (75)	79% (22)	57% (8)
③その他	11% (35)	12% (34)	10% (16)	12% (13)	18% (5)	7% (1)

③その他の具体的な回答事例：

□検温(5 件) □血圧測定(3 件) □作業体制の変更(3 件) □アルコールチェック(2 件)

2) 焼却施設

焼却施設では、「もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底」が 67%、「作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認」が 57%となっている。

表 3-4-7-2 日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮する対策（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (167)	市区町村			組合等 (74)
			人口10万人未満 (41)	人口10～50万人未満 (37)	人口50万人以上 (15)	
①もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底	67% (112)	76% (71)	63% (26)	84% (31)	93% (14)	55% (41)
②作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認	57% (96)	63% (59)	51% (21)	65% (24)	93% (14)	50% (37)
③その他	13% (22)	15% (14)	10% (4)	22% (8)	13% (2)	11% (8)

③その他の具体的な回答事例：

□検温(8 件) □血圧測定(3 件) □体調記録(チェックシート)(2 件) □スマートウォッチを個人に配布(1 件)
□作業体制の変更(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設

焼却施設以外の中間処理施設では、「もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底」が 52%、「作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認」が 53%となっている。

表 3-4-7-3 日常の健康管理など、作業者の健康状態に配慮する対策（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(245)	(163)	(118)	(35)	(10)	(82)
①もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置(就業場所の変更、作業の転換等)の徹底	52%	51%	47%	66%	50%	54%	
	(127)	(83)	(55)	(23)	(5)	(44)	
②作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認	53%	52%	46%	66%	70%	57%	
	(131)	(84)	(54)	(23)	(7)	(47)	
③その他	12%	13%	12%	17%	20%	9%	
	(29)	(22)	(14)	(6)	(2)	(7)	

③その他の具体的な回答事例

□検温(3 件) □アルコールチェック(3 件) □作業体制の変更(3 件) □血圧測定(1 件) □体操(1 件)

3. 4. 8 熱中症を予防するための労働衛生教育について

作業者への熱中症を予防するための労働衛生教育の実施状況は次のとおりである。

1) 収集運搬

収集運搬では、「熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映」が 48%で最も多く、以下、「作業者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育」が 29%、「高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施」が 26%となっている。

表 3-4-8-1 熱中症を予防するための労働衛生教育の対策（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計 (308)	市区町村			組合等 (14)
			人口10万人未満 (153)	人口10～50万人未満 (113)	人口50万人以上 (28)	
①高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施	26%	27%	9%	41%	68%	0%
	(79)	(79)	(14)	(46)	(19)	(0)
②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映	48%	49%	28%	68%	82%	29%
	(147)	(143)	(43)	(77)	(23)	(4)
③作業者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育	29%	30%	19%	36%	61%	7%
	(88)	(87)	(29)	(41)	(17)	(1)
④その他	6%	6%	1%	9%	18%	0%
	(17)	(17)	(2)	(10)	(5)	(0)

②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映に関する具体的な回答事例

□朝礼等の全体ミーティング時に WBGT の計測値・当日の気温・天候等を発表し注意喚起の実施(86 件)

□熱中症対策のチラシ・リーフレットの掲示板に掲示、回覧(16 件)

④その他の具体的な回答事例

□産業医、衛生管理者、外部講師、保健師などの講義(14 件)

2) 焼却施設

焼却施設では、「熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映」が 59%で最も多く、以下、「高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施」が 35%、「作業者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育を実施」が 35%となっている。

生教育」が 34%となっている。

表 3-4-8-2 熱中症を予防するための労働衛生教育の対策（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (167)	市区町村			組合等 (74)
			人口10万人未満 (93)	人口10～50万人未満 (41)	人口50万人以上 (37)	
①高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施	35% (58)	40% (37)	12% (5)	54% (20)	80% (12)	28% (21)
②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映	59% (98)	67% (62)	44% (18)	81% (30)	93% (14)	49% (36)
③作業員にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育	34% (57)	37% (34)	17% (7)	51% (19)	53% (8)	31% (23)
④その他	8% (13)	11% (10)	5% (2)	11% (4)	27% (4)	4% (3)

②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映に関する具体的な回答事例

□朝礼等の全体ミーティング時に WBGT の計測値・当日の気温・天候等を発表し注意喚起の実施(54 件)

□熱中症対策のチラシ・リーフレットの掲示板に掲示、回覧(8 件)

④その他の具体的な回答事例

□熱中症予防の DVD 研修(3 件) □新規配属(採用)者は、必ず受講する廃棄物の焼却施設に関する業務特別教育の中で、健康管理や休憩場所、熱中症予防の講義を実施(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設

焼却施設以外の中間処理施設では、「熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映」が 49%で最も多く、以下、「作業員にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育」が 24%、「高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施」が 20%となっている。

表 3-4-8-3 熱中症を予防するための労働衛生教育の対策（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (245)	市区町村			組合等 (82)
			人口10万人未満 (163)	人口10～50万人未満 (118)	人口50万人以上 (35)	
①高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を実施	20% (49)	21% (34)	12% (14)	43% (15)	50% (5)	18% (15)
②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映	49% (119)	46% (75)	38% (45)	60% (21)	90% (9)	54% (44)
③作業員にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に労働衛生教育	24% (60)	25% (40)	19% (23)	43% (15)	20% (2)	24% (20)
④その他	6% (14)	6% (9)	2% (2)	14% (5)	20% (2)	6% (5)

②熱中症知識や予防管理を周知徹底し職場環境に反映に関する具体的な回答事例

□朝礼等の全体ミーティング時に WBGT の計測値・当日の気温・天候等を発表し注意喚起の実施(65 件)

□熱中症対策のチラシ・リーフレットの掲示板に掲示、回覧(10 件)

④その他の具体的な回答事例

□安全衛生講習会等で注意喚起(7 件) □熱中症予防のビデオ・DVD 研修(2 件)

3. 4. 9 熱中症の発症に備えた緊急連絡網の作成について

作業者の熱中症の発症に備えた緊急連絡網の作成等の実施状況は、次のとおりである。

1) 収集運搬

収集運搬では、「緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知」は 24%、「安静中も一人にしないととも、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮」が 54%となっている。

表 3-4-9-1 発症に備えた緊急連絡網の作成等（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(308)	(294)	(153)	(113)	(28)	(14)
①緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知	24%	(75)	24%	13%	33%	54%	21%
		(75)	(72)	(20)	(37)	(15)	(3)
②安静中も一人にしないととも、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮	54%	(166)	55%	42%	69%	68%	29%
		(166)	(162)	(65)	(78)	(19)	(4)
③その他	7%	(23)	8%	5%	9%	18%	0%
		(23)	(23)	(8)	(10)	(5)	(0)

③その他の具体的な回答事例

□収集車又は作業員に医療機関一覧を設置、配布(3 件) □収集車両の緊急用の携帯電話設置(3 件) □ドライブレコーダー連動の車内カメラを搭載しリアルタイムで状況を把握(1 件)

2) 焼却施設

焼却施設では、「緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知」は 50%、「安静中も一人にしないととも、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮」が 65%となっている。

表 3-4-9-2 発症に備えた緊急連絡網の作成等（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(167)	(93)	(41)	(37)	(15)	(74)
①緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知	50%		54%	37%	65%	73%	45%
	(83)	(50)	(15)	(24)	(11)	(33)	
②安静中も一人にしないととも、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮	65%		71%	59%	76%	93%	57%
	(108)	(66)	(24)	(28)	(14)	(42)	
③その他	7%		8%	10%	8%	0%	5%
	(11)	(7)	(4)	(3)	(0)	(4)	

③その他の具体的な回答事例

□救急・救命訓練実施(1 件) □緊急連絡先、応急処置手順を記載した熱中症チェックシートを作成(1 件)

3) 焼却施設以外の中間処理施設

焼却施設以外の中間処理施設では、「緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知」は 33%、「安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮」が 55%となっている。

表 3-4-9-3 発症に備えた緊急連絡網の作成等（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計 (245)	市区町村			組合等 (82)
			人口10万人未満 (163)	人口10～50万人未満 (118)	人口50万人以上 (35)	
①緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知	33%	33%	25%	46%	80%	34%
	(81)	(53)	(29)	(16)	(8)	(28)
②安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を行うよう配慮	55%	53%	48%	66%	70%	59%
	(135)	(87)	(57)	(23)	(7)	(48)
③その他	5%	5%	4%	9%	0%	5%
	(12)	(8)	(5)	(3)	(0)	(4)

③その他の具体的な回答事例

- ☐ 緊急時、病院までが遠いので、熱中症、脳梗塞、心筋梗塞、救急措置の仕方、蘇生法の指導を行っている(1 件)
- ☐ 体調不良が発生した場合に複数人による役割態勢の整備(1 件)

3. 4. 10 委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底について

委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底の実施状況は次のとおりである。

委託業者（収集運搬の場合は、許可業者含む）に対し周知しているは、収集運搬で 56%、焼却施設で 84%、焼却施設以外の中間処理施設で 77%となっている。

表 3-4-10-1 委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底（収集運搬）

設問	回答率 (回答数)	計 (1,006)	市区町村			組合等 (60)
			人口10万人未満 (730)	人口10～50万人未満 (185)	人口50万人以上 (31)	
委託業者や許可業者に対し、周知徹底している	56%	57%	55%	62%	71%	48%
	(564)	(535)	(399)	(114)	(22)	(29)

表 3-4-10-2 委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底（焼却施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(489)	(283)	(162)	(100)	(21)	(206)
委託業者に対し、周知徹底している	84%	85%	78%	93%	100%	83%	
	(412)	(240)	(126)	(93)	(21)	(172)	

表 3-4-10-3 委託業者等に対する熱中症対策実施の周知と徹底（焼却施設以外の中間処理施設）

設問	回答率 (回答数)	計	市区町村			組合等	
			人口10万人未満	人口10～50万人未満	人口50万人以上		
		(611)	(429)	(293)	(113)	(23)	(182)
委託業者に対し、周知徹底している		77%	75%	67%	88%	100%	82%
		(469)	(320)	(197)	(100)	(23)	(149)